令和４年４月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和４年４月８日（金）　15時00分より

場　所　　松野町役場２階　議場兼大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：１名

３．農業委員出席者氏名　※役職、議席番号は議事にて決定。

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	欠席
	3	蕨　生	金谷　純一	出席
	4	富　岡	加賀田　幸二	出席
	5	吉　野	太田　善英	出席
	6	―	山崎　　匡	出席
	7	豊岡前	毛利　彰男	出席
	8	松　丸	山口　賢三	出席
	9	目　黒	河野　和平	出席
	10	豊岡後	森口　　泰	出席
	11	延野々	石田　芳久	出席
	12	奥野川	滝口　博臣	出席
	13	―	松比良　八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎　幸紀	出席
	松田　荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　恒夫	出席

参集者（議事に入る前に退出）

松野町長　　坂本　　浩

農業委員会事務局

農業委員会事務局長　　小西　　亨

農業委員会事務局次長　　中平　大介

農業委員会事務局主事　　岡本　　渉

農林振興課係長　　石川　玲子

４．議長選出他

仮議長　　石田　芳久

議長　　村田　和宏

会議録署名委員　　山口　賢三

金谷　純一

会議書記　　岡本　　渉

５．閉会の日時

令和３年４月８日（金）　　16時30分

６．議事日程

議案第１号　会長の互選について

議案第２号　副会長（会長職務代理者）の互選にについて

議案第３号　議席の決定について

議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第５号　農用地利用集積計画（案）の承認について

議案第６号　農業振興地域除外申請に伴う意見決定について

議案第７号　松野町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則の一部改正について

議案第８号　農地法第３条第２項第５号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について

議案第９号　令和４年度「田休みの日」の決定について

議案第10号　農業者年金加入推進部長の決定について

７．会議の概要

小西事務局長　改めまして皆さんこんにちは。予定の時間少し早いんですが、皆さんお集まりをいただきましたので、ただ今から農業委員会を始めさせていただきたいと思います。まず開会に先立ちまして、最初の会になりますので、町長のほうからまず農業委員さんに選任証書のほうをお渡しいただけたらと思います。そして推進委員さんにつきましては、農業委員会からの選任ということになりますので、この後議題にありますように、新しい会長さんが決まりました後、会長のほうから後刻お渡しをさせていただきたいと思いますのでその点はご了承下さい。それではまず最初に選任証書をお渡し致します。

※農業委員に選任証書の交付。

小西事務局長　それでは次第の２番目でございます。最初の会でございますので町長のほうから一言ご挨拶をさせていただいたらと思います。

よろしくお願いします。

坂本町長　満開の桜ももう散り終わりまして、新緑が美しい季節になって参りました。一足飛びに初夏のような雰囲気になっておりますけども、田んぼにも水が張られまして、水不足が心配なんですが本格的な農繁期を迎えていることと思います。皆様大変お忙しい中本日はご出席をいただきましてありがとうございます。さて松野町の基幹産業として地域の経済を担ってきた農業、これは生業としてでなくほんとに私たちの生活に密接に関連をしてるわけですけれども、今大きな曲がり角を迎えていると思います。いくつもの課題がありますけれども、その中でやっぱり一番大きな課題が担い手が不足をしているということ、そ

れによって先祖伝来の美しい田畑が荒廃の危機に瀕しているということ、これが一番大きな問題だと思っております。行政としましても県の指導を受けながら農協や農林公社と協力をして、担い手の育成に努めているわけでございますけれども、その中で一番やっぱり頼りになるのは現場に精通されていて、そして知識も経験も豊富な今日ご出席の農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様でございます。皆様のご指導をいただきながら、アドバイスをいただきながら、行政と共になってこの美しい農地が20年、30年、50年先も存続をして地域のコミュニティもしっかりと守っていける、そんな町作りをこれから目指していきたいと思います。そういった意味からもですね、皆様にはお忙しい中ご迷惑をおかけしますけれども、この農業委員会の任務というのを十分にご理解をいただきまして、お力添えを賜りますようにお願いを致します。簡単ですが本日は任期替わりの最初の委員会ということでございますので、一言お礼のご挨拶をさせていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

小西事務局長　最初の会になりますので、町内の要職を務めておられる方ばかりなのでお顔見知りだとは思いますが、自己紹介をさせていただいたらと思います。今日はまだ席順が決まっておりませんので、人生経験値の高い方から順番に並んでいただいておりますので、誠に申し訳ありませんが石田委員さんの方から自己紹介をお願い致します。

※農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局の自己紹介。

小西事務局長　それでは、町長のほうはここで退席を致します。

坂本町長　　それではよろしくお願いします。

※町長退席

小西事務局長　　それでは議題の４であります議事を進めていくにあたりまして、会長就任まで仮議長を選任して進めて参りたいと思いますが、どなたかご意見ございますか。

特に無ければ慣例により事務局のほうからお願いをさせていただいてもかまいませんか。

※会場より「はい」の声あり。

小西事務局長　　慣例によりまして、先ほどの一番の経験者ということで、今回は石田さんに仮議長のほうをお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

石田委員　　ただ今年長者ということなんですけれども、会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。大変不慣れでございますのでスムーズに議事が進みますようご協力のほどよろしくお願いを致します。

それでは議事に入ります前に議事録署名委員を指名させていただきます。皆さんのご意見が無ければ私が指名させていただきましてよろしいでしょうか。

※会場より「はい」の声あり。

石田委員　　それでは山口賢三委員と金谷純一委員を議事録署名委員に指名致

します。

続きまして議案第１号「会長の互選について」を議題と致します。どなたかご意見やご推薦がある方はありませんでしょうか。

山口委員　前会長の村田くんを推薦したいと思います。よろしくお願いします。

※会場より拍手あり。

石田委員　他に意見のある方ございませんか。

今山口委員さんから推薦したいということでございました。皆さんから拍手をもらいましたので、意見は無いと思いますが、再度意見はありませんか。

※会場より「はい」の声あり。

石田委員　それでは村田和宏委員を会長に互選するということで決定してよろしいでしょうか。

※会場より「はい」の声、拍手あり。

石田委員　それでは村田さんよろしくお願い致します。それでは仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

※会場より拍手あり。

小西事務局長	会長が決まりましたので、前の会長席のほうへよろしくお願い致します。
村田会長	会長いうことでまたなったんですけど、県のほうの常設委員ということで８月までなんですけど、８月までは常設委員という名目で月に１回ずつ松山にいきよるんですけど、その関係もありますから引き受けさせていただきたいと思います。前回は１回だけと言ったような気がしたんですけど、くれぐれもよろしくお願い致します。 **※会場より拍手あり。**
小西事務局長	会長さんが決まりましたので、推進委員さんに選任証書を交付させていただいたらと思います。お願いします。 **※農地利用最適化推進委員に選任証書の交付。**
村田会長	議案第２号「松野町農業委員会副会長の互選について」を議題とします。事務局のほうで何かありますか。
小西事務局長	特に会長・副会長人事につきましては委員さんの互選ということでありますので、あまり事務局で提案というものはありませんが、会長さんが留任されたので、そのまま副会長もという意見も出るかもしれません。本人が今日欠席をされておりますので、内々にお気持ちをお伺いしますと、どうしてもということであれば、ということでした。ご参考にして下さい。

村田会長　事務局のほうで話あったんですけど、もし副会長に立候補、手を上げていただいたら一番よろしいんですけど、無いようでしたら誰か推薦をお願いしたいんですが、どうでしょうか。

もし推薦される方おられましたら。

山口委員　前副会長の矢野さんに引き続きお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

村田会長　前副会長の矢野千津さんがいいんじゃないかという推薦があったんですけど、どうでしょうか。

※会場より拍手多数あり。

村田会長　本人は居られんのですけど、この場で決まったことを事務局のほうで報告をしていただいてお願いしたいと思います。

副会長を矢野千津さんにお願いを致します。

続きまして議案第３号「松野町農業委員会の議席の決定について」を議題として、３番からの議席を決めていきたいと思います。事務局のほうでお願い致します。

岡本主事　農業委員さんの議席につきましては、これも慣例によりまして、毎回抽選でくじ引きを使って決定をさせていただいております。会長が１番、副会長が２番は先ほど決定致しましたので、３番から13番の議席を決定させていただいたらと思います。抽選の順番につきましては皆さんの特段ご意見が無ければ年長者の方から順にさせていただいたらと思います。ご意見はございますでしょうか。

※会場より「異議なし」の声あり。

岡本主事　そのように回らせていただきます。

※抽選の実施

小西事務局長　それでは抽選をしていただきましたので抽選結果もう一度申し上げます。３番が金谷委員さん、４番が加賀田委員さん、５番太田委員さん、６番山崎委員さん、７番毛利委員さん、８番山口委員さん、９番河野委員さん、10番森口委員さん、11番石田委員さん、12番滝口委員さん、13番が松比良委員さんとなりました。お間違い無かったでしょうか。

※会場より「はい」の声あり。

小西事務局長　次回からその席順で配席をさせていただきます。今日はそのままでかわりませんので、次回からその配席で席順を作らせていただきますのでよろしくお願いを致します。

村田会長　先ほど事務局のほうで順番を呼ばれましたけど、次の時からは席が変わっとりますのでお願い致します。

続きまして議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題として、豊岡の委員さんお願いします。

毛利委員　10ページをご覧下さい。農地法第３条の規定による許可申請につい

て、申請地、豊岡〇〇〇番、地目畑、面積3,201㎡です。申請内容は所有権の移転でございます。図は11ページをご覧下さい。申請者、譲受人、北宇和郡松野町松丸〇〇〇番地氏名〇〇〇さん年齢〇歳、譲渡人、松山市和泉南〇〇〇番地〇〇〇さん年齢〇歳。譲受人の営農状況等の詳細でございます、農地の利用状況、農地面積506㎡、田んぼ０、畑506㎡。作付け作物、栗、露地野菜。所有大農機具なし、農作業に従事する者、本人、夫、母、叔父。周辺地域との関係、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとのことです。農地法第３条第２項の第１号から７号まですべて該当しないことを確認しました。

事務局と現地を見に行ったんですが異常ないと思いますのでよろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長　今説明がありましたけど、何か質問がありましたら、無いでしょうか。

今の現状で見ると畑に原形変更かはあるんじゃろか、そこのとこちょっと。

岡本主事　今のところ聞いておる話でございますと、今回植える予定の作物は栗と諸々の野菜ということで聞いております。山に近いほうに栗を植えられる、予定としては現状のまま植えられるそうです。栗も譲受人の方からお話を伺ったんですけれども、間隔を結構広めにしとった方がいいと別の方からお話があったそうなので、間隔を広めに開けるので、本数は少なめになるだろうということでございました。それ以外のところで可能な限りでならして、自分らでならしたうえで野菜を植えると聞いています。以上です。

村田会長　　それは前あった案件の近所。

岡本主事　　すぐ隣です。

村田会長　　農地として今後は使うということで、他に何かありましたら。
無いようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

※会場より「はい」の声あり。

村田会長　　ありがとうございました。続きまして議案第５号「農用地利用集積計画案の承認について」を議題と致します。説明を事務局でお願い致します。

岡本主事　　資料13ページをお開き下さい。農用地利用集積計画案の承認について、農地の貸し借りについての申請でございます。番号１番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、松丸〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田、面積が２筆合計で1,970㎡となっております。賃貸借の契約で５年間の契約となっております。図は17ページをご覧下さい。こちら継続して利用権設定するという申請でございます。
続いて番号２番、貸人、豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、鬼北町芝〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田、面積が２筆合計で1,958㎡です。こちら賃貸借で10年間の契約となっております。図は18ページをご覧下さい。こちらも継続して利用するという申請でございます。

番号３番、貸人、豊岡○○○番地○○○さん、借人、同じく○○○さん。利用権を設定する土地が豊岡○○○番、地目田、面積が1,952㎡です。賃貸借で10年間の契約となっております。図は19ページをご覧下さい、こちらも継続の案件です。

続いて資料14ページです。番号４番、貸人、富岡○○○番地○○○さん、借人、上家地○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が富岡○○○番、地目田、面積が759㎡です。こちら使用貸借で５年間の契約となっております。図は20ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

続いて番号５番、貸人、東京都江東区豊洲○○○番地○○○さん、借人○○○さん。利用権設定する土地が富岡○○○番、○○○番、○○○番、地目は田で、面積は３筆合計で2,782㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は21ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

続いて番号６番、貸人、八幡浜市江戸岡○○○番地○○○さん、借人○○○さん。利用権を設定する土地が富岡○○○番、○○○番、地目は田で面積が２筆合計で1,538㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は22ページをご覧下さい、こちらは新規で利用権設定をするという申請でございます。

続いて資料15ページです。番号７番、借人、豊岡○○○番地○○○さん、借人○○○さん。利用権設定する土地が上家地○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、○○○番、地目はすべて田で、面積が７筆合計で4,809㎡となっております。賃貸借で５年間の契約となっております。図は23ページをご覧下さい、こちらは継続の案件です。

続いて番号８番、貸人、宇和島市別当○○○番地○○○さん、借人、

吉野○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が上家地○○○番、○○○番、地目は畑で面積が２筆合計で3,756㎡です。賃貸借で５年間の契約となっております。図は24ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

続いて番号９番、貸人、目黒○○○番地○○○さん、借人、目黒○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が目黒○○○番、地目は田、面積が616㎡となっております。賃貸借で５年間の契約となっております。図は25ページをご覧下さい。こちらは新規の案件です。

続いて資料16ページです。番号10番、貸人、目黒○○○番地○○○さん、借人、吉野○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が目黒○○○番、○○○番、○○○番、地目はすべて田で面積はこちら○○○番のほうは筆全体が2,235㎡でその内993㎡分を借りるということでございます。一つの筆の中で田んぼが複数分かれておりまして、その中でおよそ半分弱ぐらいを使用するということです。○○○番につきましては、これも同様に一部分だけお茶が生えとる部分がありまして、それ以外のところ831㎡のうちのおよそ760㎡を利用権設定したいということです。面積は３筆合計で2,026㎡となっております。こちらは使用貸借で20年間の契約となっております。図は26ページをご覧下さい、こちらも新規の案件です。

続いて番号11番、貸人、蕨生○○○番地○○○さん、借人、蕨生○○○番地○○○さん。利用権設定する土地が蕨生○○○番、○○○番、地目は田で、面積が２筆合計で3,414㎡です。賃貸借で10年と８ヶ月の契約となっております。図は27ページをご覧下さい。こちらは継続の案件です。

続いて番号12番、貸人、松山市岩崎町○○○番地○○○さん、借人、蕨生○○○番地○○○さん。利用権を設定する土地が蕨生○○○番、

○○○番、地目は田で面積が２筆合計で5,021㎡です。賃貸借で10年８ヶ月の契約となっております。図は28ページをご覧下さい。こちらも継続の案件です。

以上12件です、ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明が終わりましたけど、なんか質問ありましたら。

中で使用貸借と賃貸借という二つあるんですけど、無償で借りるというのが使用貸借で米を売ったりお金にしたりするのが賃貸借です。

質問ありませんか。

無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

（会場）　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　ありがとうございます。

続きまして議案第６号「農業振興地域除外申請に伴う意見決定について」を議題と致します、事務局で説明をお願いします。

石川係長　失礼致します。農林振興課の石川と申しますよろしくお願いします。

私のほうは毎月ではないんですけれども、今回のように松野町の農業振興地域整備計画の変更等の案件がありました時に出席させていただいて案件の中身を説明させていただきます。よろしくお願い致します。

資料の30ページを開いていただいたらと思います。今月は除外の案件が２つ出ております。まず案件１についてです。申請者は延野々○○○番地にお住まいの○○○さんです。変更理由としまして○○○さ

んは個人事業主として大型トラック専用の貸駐車場と洗車場を経営したいと考えていらっしゃいます。日頃の管理がありますので、自宅から徒歩圏内にあり、また車両が大型トラックということもありますので通行しやすいに県道からの距離等を考慮し、土地を選定した結果ほかに適当とみなされるとこが無いということで今回農用地区域から除外したい考えです。変更の内容としましては31ページのほうに位置図を掲載しておりますが、該当する土地が延野々〇〇〇番地、現況地目が田、面積が516㎡となっております。転用後の用途区分は雑種地として活用予定です。32ページのほうに申出地の周辺図を掲載しております。赤いところが今回申出地の〇〇〇番、青く示しているところが申出人の自宅というふうになっておりますので、併せてご確認をいただいたらと思います。

続きまして案件２です。申出者が連名になっておりまして、お一人が豊岡〇〇〇番地〇〇〇さんと、もう１人が〇〇〇さんのお子さんにあたるんですが鬼北町永野市〇〇〇番地〇〇〇さんになっております。変更理由としまして、お二人のうちの〇〇〇さんのほうが町外の賃貸住宅に住まわれております。お子さんの成長と共に新たにご自身で自己住宅を持ちたいと考え、将来の親の介護等も考慮しまして両親の居住地付近で土地を探しましたが、今回の土地以外に適当なところが無いということで、農用地区域から除外したということです。変更内容としまして該当の土地は33ページのほうに掲載をしております、豊岡〇〇〇番です。現況地目が田、面積が528㎡、転用後の用途区分は宅地ということになっております。合わせまして今回申出者のほうがお二人になっとるということで34ページのほうに申出地の利用図を掲載させていただいております。34ページの上のほうの図は申出地の周辺図ということで赤いところが今回申出地の〇〇〇番、青いところ

がお母様の自宅ということになっております。下の図のほうに申出地の利用図を載せております。黒の囲みが〇〇〇番の全体になっております、その内の赤い斜線の部分を息子さんの〇〇〇さんが自己住宅用地として活用したい、青い部分のほうをお母様の〇〇〇さんがこちらにつきましては一部もうすでに駐車場等で活用をしてしまっておりまして、違反転用のような状況になっております。そのことにつきましては本人さんも反省されて、町のほうへ始末書を提出していただいておりますので報告をさせていただきます。

町の所見としましては、両案件とも農用地区域の周辺部に位置しており、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れは無いというふうに考えております。

説明は以上です、ご審議ほどよろしくお願い致します。

村田会長　２件の申請がありました。第１件目の延野々の〇〇〇さんのところなんですが、なんかありましたら。

特に延野々の方、家の近所でここに家があるんかな。

石田委員　ちょうどこの案件が出て今日農業委員会に係るということで、私も近辺の方とか内容を知りたかったんで聞かしてもらいました。もうすでに〇〇〇さんのほうが近辺の住宅地はまわられて、ご理解はいただいとるということなんで問題は無いと思いますけれども、特に大型車出入りしますんで、活魚だと思われるんですけど、夜中に帰って来られて騒音が、ということもありますが、それも含めて了解をもらっているとのことですので、問題無ければいいと考えておりますのでよろしくお願いします。

村田会長　○○○さんが近所の方に声をかけられて了解は得とるということなんですが、どうでしょうか。

ご意見がないようでしたら、申請の通りでよろしいでしょうか。

（会場）　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　特に夜中の帰宅とか出て行く時の音なんかは、事務局のほうからも言っていただいてできるだけ、朝早くとか夜中の出入りはなるべく避けてもらうようにしてもらいたいと思います。

次に案件の２番目なんですが豊後の○○○さんなんですが。

毛利委員　私と事務局で現地を確認に行きました。所見にあります通り申出地は、農用地区域の周辺部に位置していることから、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れはないと考えられるということで、問題は無いように思われます。

よろしくお願い致します。

村田会長　圃場整備にもなんにもかかっとらんとこですので、格別問題は無いと思いますけど、豊前の委員さんも問題ないということなんですけど。

申請のとおり除外でよろしいでしょうか。

（会場）　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　ありがとうございます。

議案第７号「松野町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に

関する規則の一部改正について」を議題とし、事務局の説明をお願いします。

岡本主事　資料36ページをお開き下さい。先日行いました推進委員さんの募集、それから委嘱につきましては、こちらの規則、推進委員さんの委嘱に関する規則に基づいて実施をしたところでございます。

現在、町の条例であるとか、ほかの規則につきましては、押印廃止を進めるように条例改正、あるいは規則の改正を進めておりまして、今回こちらの規則、これは農業委員会のほうで打ち出しておる規則でございますので、こちらもその例にのりまして押印廃止等の改正をしたいというところで、委員会の決定をいただきたく提案をさせていただいております。

具体的な改正内容でございますが、資料37ページと38ページでございますが、赤文字で横線をひっぱっとるところがございます、こちらを削除するというのが一つでございます。その理由としましては、今回のところに記載されとる事項というのは、実際に出していただく推薦届、様式第１号というものなんですが、こちらにすべて記入する枠がございますので、様式を埋めていただいたら良いということで、ここをわざわざ明記する必要は無いのではないかというところでここは削除してはどうかと考えております。それが第４条の３というところと、第５条の３というところでございます。資料39ページそれから資料の40ページ、こちらが様式第１号と２号なんですけれども、それぞれお名前を書いていただく欄にある丸印のところを、削除させてもらう、これが改正箇所になってございます。基本的には本人の署名あるいは記名または押印という形で、このほかの残っておる条文のほうにすべて記載がありますので、これで支障なく手続きを、次は３年後

ですが行えることかと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　説明がありましたけど、この通りでよろしいですか。

（会場）　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　そしたら署名いうだけで。

岡本主事　はい。

村田会長　議案第７号につきましては、このように変更ということでしたいと思います。

議案第８号「農地法第３条第２項第５号に規定する下限面積の設定について」を議題とします。説明をお願いします。

岡本主事　農地法の第３条の申請に関する下限面積につきましては、農地法第３条第２項第５号において、法律上５反に決められておりますが、各農業委員会の裁量により引き下げることができるとされております。松野町農業委員会では平成22年７月の定例農業委員会において、新規参入を目的とするというために町内全域３反、30アールに引き下げることが意見決定されまして、現在も町内全域３反に引き下げられております。それに加えまして昨年、令和３年６月の定例総会におきまして、空き屋に付属する小面積の農地の取得について、空き屋と共に農地を取得する場合に限り、下限面積を１㎡まで引き下げております。この二つの下限面積につきまして、農地の利用状況調査等の結果を受

けて毎年検討するように、県のほうから指導を受けておりますので、今年もご審議をいただけたらと思います。昨年の農地利用状況調査の結果につきましては、これまでと大きい変化は見られておりませんし、空き屋付きの農地の取得につきましても、現状では課題になるような事案もございませんので、委員さんからの特別ご意見が無ければ事務局と致しましては、継続で問題無いのではないかと考えております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　事務局のほうで説明がありましてたけど、下限面積30アールなんですけど、これでよろしいですか。

空き屋バンクにつきましては１㎡なんですけど、今のところ問題は無いようですけど、このように事務局は決めたいそうですがよろしいですか。

（会場）　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　続きまして議案第９号「令和４年度田休みの日の決定について」を議題として説明をお願いします。

岡本主事　松野町農業委員会では昔からの名残をとどめながら、農作業に一区切りをつける日ということで、聞くところによりますと平成14年５月総会で毎年６月の第２日曜日を田休みの日にするということで、意見決定がなされまして、以降毎年６月の第２日曜日を田休みの日ということで、農業委員会のこの場で決定をしております。こちらも委員さん皆様からご意見特段ないようでしたら、これまで通り今年も６月の第２日曜日の６月12日を田休みの日として決定させていただいたら

と考えております。田休みの日に部落行事とかされとる地区もあると聞いておりますので、毎年決めさせていただいてはどうかなということで考えております。もし決まったらその事は広報の一番裏のカレンダーのほうにも毎年載せさせていただいております。６月12日として決定させていただいてはどうかなと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　　田植えもまだなんですけど、６月の12日毎年の恒例になっとるんですけど、この日でよろしいですか。

（会場）　　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　　これによって部落によっては部落行事をどうもやるみたいです。６月の12日いう事で決定したいと思います。ありがとうございます。

最後の議案になるんですが、議案第10号「農業者年金加入推進部長の決定について」を議題として、説明をお願いします。

岡本主事　　農業委員会の業務の中に農業者年金の加入促進、加入推進がございます。農業者年金につきましては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上といった農業者の確保をしする事を目的に設立をされた公的な年金制度でございます。農業委員さんの中からこれから３年間、農業者年金の加入推進活動を特にしていただく、加入推進部長をご指名いただきたくご提案をさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　　農業者年金の加入推進いうことで、以前は。

小西事務局長　　前期は加賀田委員さんに部長役をやっていただいておりました。差し障りが無ければ、引き続きお願いができないかなと事務局では思っておりますので、その辺をご審議というか、ご承認をいただければと思っております。よろしくお願いを致します。

村田会長　　以前は加賀田委員さんがなっとったらしいんですけど、農業者年金加入に関しては何歳までか、だいたい。

岡本主事　　新任の委員さんもおられますので、簡単にですけど制度のご説明をさせてもらうと、加入自体は60歳までの方で、年間60日以上農業に従事される方、国民年金の第１号被保険者、その３つの条件があれば加入可能です。正確には65歳までになったんですけど、あれは、国民年金のこないだの改正に準じてということなので、基本的には60歳と考えていただいたら良いかなと思います。基本的には年金制度でございますので、毎月の保険料を積み立てていって、それを農業者年金基金というところが多少運用をしまして、今の国民年金のほうだと、今集めよるお金の中からもらいよる人の年金を出すという仕組みだと思うんですが、そうでは無くて、自分が積み立てていった保険料から自分の将来もらう年金が帰ってくるという積み立て方式というものであります。積み立て年金のほうは、自分が納めたものがベースになるので、崩れる事は無いだろうと言われておるのが、そういう仕組みでございます。年金に加入することでのメリットもたくさんございます、一つは若い農業者の方、35歳未満の方でありますと、保険料の国庫補助がもらえたりします。基本月に２万円を納めるところを、そのうちの、人によってはですけど一万円を国から補助してもらう。そう

いう若手の方でなくても支払った保険料が全額社会保険料控除の対象になるとか、将来受け取れる年金は公的年金等控除が適用されるとか、そういう税制面での優遇措置もあります。非常に有利な年金制度でありますし、終身年金ですし死亡一時金もあるというところで非常にメリットは大きいものでございます。推進部長のみならず、皆さんにお願いしたいというものであります。以上です。

村田会長　以前やられた加賀田さんでどうでしょうか。

（会場）　**※会場より「賛成」の声と拍手あり。**

村田会長　よろしければ推進部長に加賀田さんにお願いをしたいと思います、よろしいですか。

（会場）　**※会場より「はい」の声あり。**

村田会長　ではお願いを致します。

これで一応議案のほうは終了しました。その他でなんかありましたら、この際ですので。

※事務局より連絡事項５件あり。

小西事務局長　初回で時間が長いんですが、議案が終わったんでもう終わったと思われとると思いますが、資料をたくさん配っておりますので、そちらのほう説明させて下さい。今回年度頭になるので町の業務計画の中から農業委員会と農林振興課の分を抜粋したものをお配りさせていた

だいております。一枚めくってもらうと、通し番号で12ページから始まって12、13これが、農業委員会が今年やりますよと、議会に提案した業務計画になります。これに基づいて皆さんの活動をお願いしますというのが行政的なスタイルになりますので、その内容はまたご理解をといただければと思います。全部を読み上げる事は致しませんが、基本方針のところで改選期に当たる年なんだという事を書いておりますし、国の農地利用最適化交付金を使うという事、そして中に自分たちの大きな任務である農地の最適化という事と担い手の育成、確保こういう事に積極的に取り組むんだという事を書かしていただいておりますし、これは先ほどの農業委員会の法律で決められております農業委員会への義務的なお仕事、法定業務として義務づけられておるので、これをやらずにはおれないというところになりますので、そういうお仕事をこなしていかないかんのだという事をご理解いただいとったらと思います。業務名というところに１、２、３と三つ大きな項目を作っております。１番目が農業委員会活動の推進という事なので、法定業務をしっかり進めるというふうな内容を書かしてもらっておりますが、その中でも改選期だという事を一番目に書いてあります。（３）のところに農地利用最適化交付金を有効に使うってというようなことを書いております。これはまた後で資料で説明を致します。４番目は研修会や自己研鑽に努めるということですが、３年に一度の改選期の初年度に毎回県外の先進事例の視察研修というものを企画致します。今回も交通費の予算化もしております。コロナの状況がまだわかりませんが、できればそういう状況をうまく見つけて、農業委員会が大きな業務を課せられておりますので、それを先進的に取り組んでいる県外、できれば九州とか足を伸ばして、四国内とは違った先進事例なんかを学びに行きたいというふうな計画もしておりま

すので、またそのへんご参加いただいたらと思います。６番目の（６）のところに提言書の実現に向けたと書いております。これは前からの委員さんは重々ご承知でございますが、農業委員会というのは町がやる農業の政策に対して意見をつけることをこれも義務づけられておりまして、昨年12月に町に対する提言書を出しております。それに対して今回の最適化交付金を活用するとか、あとから説明をする町の新しい事業を設立したとか、農業委員会から出した提言書は非常に行政のほうも重く受け止めて、政策展開している部分もございますので、それは私たちが出した提言書が元になっているという事をご認識いただいて、それを実現するために自分たちも一緒になって農業を推進して行くんだというお考えをお持ちでいただけたらありがたいと思います。業務計画の２番目が農地の利用最適化の推進、要は農地の流動化でございます。３番目の担い手の確保とも絡みますが、要は遊休農地を作らず、作れる人に農地を集めていく、動かしていく、それが農業委員会の大きな役目であるということになりますので、それをやりますよという事を書いております。中にいろいろ書いておりますが重要な項目を要約して書いておりますので、またお目通しをいただきたいと思います。３番目が担い手の確保。農業だけに止まらず担い手は不足しておりましてもなかなか厳しい状況でありますが、やはり担い手が無いと農業を語るうえでも次に進めませんので、担い手の確保が必須項目という事になります。こちらについても農業委員会に課せられた大きな役割でございますので、農地の流動化と併せて、担い手の確保にご尽力いただければと思います。ページ14から以下は農林振興課の業務になります。これもお目通しをいただければと思うんですが特に15ページの（４）、町の出身者の帰郷運動を呼びかけて地元に戻って、その人が自分とこの農業をやってもらう、これは農地を守っ

ていくうえでは、効果的な話になりますので、そういう呼びかけをしたいと、うちの担当課だけでできる話ではないので移住の対策とか、共生化とかいろいろ絡みますが農業委員さんの地元のほうでの呼びかけを積極的に進めていただければと思います。人・農地プランを進める上では農林振興課と一緒になってやらんといかんという項目がたくさん出てきますので、農業委員会の項目があるところはお目通しをいただければと思います。大きい２番の（２）、事業継承の事とかここには農業の展開のこと書いておりますが、17ページの水田農業のところ、米政策のところにも、ブランド米の立ち上げとか、有利な販売を実現するためにという事で業務を起こしておりますが、この辺も農業委員会の提言書でご提出いただいた内容を踏まえて、事業化をしたいという事で意思表示をしておりますので、その辺も見ていただいたらと思います。農林振興課の目玉になります19ページ10番、農林土木事業の推進という項目の中の（２）、農業・農村整備事業の新設ということを書いとりますが、これが皆さん方から農道の舗装ができんのかとか、水路の改修もうちょっとやってくれんかとか、細やかなそういう整備をやらんと農業自体が廃れるよという意見を出していただきました。提言書の中にも書きましたが、それをなんとか実現する事業を起こさんと農業自体の衰退に繋がるという事で、今回初めてこういう事業を興しとります。これについてはまた後から説明をさせていただきますが、これが議会で説明した農業委員会、農林振興課の大きな業務の推進方法であります、これに基づいて必要な予算を計上して議会のほうで説明をして議決いただいとりますので、そういうところをご了解いただいたらと思います。

　次に農地利用最適化交付金の活用についてという、そちらを見て下さい。農地利用最適化交付金というのは農業委員さんの報酬、活動に

対するお手当の上乗せ交付金です。これは10／10国が出してくれるお金で、町が手出しは要らないんですが、その分活動をやって、実績で交付金を受けることになります。今までの年額の交付金に総額で4万8千円を上乗せして、令和４年度からは報酬をお支払いするということになりましたので、これも提言書に書いて改選期に体制整備をしてくれとお願いをした部分であります。自分たちがお願いして、行政がそれに答えてくれた事になりますので、その分実績のほうをしっかり挙げるということで、対応をしていただきたいと思います。内容と要件というところがありますが、一月に一回の活動単価6千円で8ヶ月分手当いただいております。実際に活動した積算はするんですが、さきほど岡本くんも言いましたように、農業委員会に関する法律がすごく変わってきておりまして、活動がなかなか見えない、農業委員さん推進委員さんは何をしよるのいうことを国の規制改革委員会というところが農水省に問いかけをしました。農水省がちゃんとやってますよと答えていますが、それを具現化するために見える化してくれと言われとるもんですから、活動の記録をしっかりつけて、公表したみんなに見てもらいましょうやというのが農水省の考えで、その為に活動記録をちゃんと付けとってくれよというのが今の国からの末端の農業委員会への指示事項になりつつあります。そういう制度の改正がされます。改悪になるかもしれませんし義務ばっかり課せられる事に繋がるかもしれませんが、法律を決められるとやらん訳にいかんので、その点は十分踏まえていただいたらと思います。その法律の中では活動が月平均５日以上無いと交付金はだしませんよ、と交付金は１日分だけしか交付金やらんていうのに、活動は５日以上やっとけよという縛りが出てきてますので、これも避けられないことになってくると思います。月平均が５日以上実質６日仕事してないとだめという事になりま

す。皆さんには繁忙期と閑散期とたぶんあると思いますが、農業がしんどい時に月に５日も活動するのはなかなか難しいと思います。ですから空いた時にはできるだけ日数を稼いで年間平均したら月に５日超えたないうふうなことを考えていただいとったらと思っております。どんなことしたら活動になるんぞ、毎日毎日活動できるかえというふうな事になると思いますが３番を見て下さい。もちろん農地を直接動かす、農業者から相談を受ける、貸してくれんか言う人に農地を貸す、買いたい人に農地をあっせんする、そういう具体的な活動が一番できればいいんですがそればかりでは無いと思います。下の方にありますように田んぼ行く途中にぐるぐる回ってパトロールをしたというのも活動の一環です。そういうのも実際にやったのを帳面につけとって下さい。有害獣の話をあとからも出しますが、そういうのの被害が無いか見て回った、それも１日の活動になります。１日に何時間活動せないけんという縛りはありませんので、そういうものを何月何日にやったっていうのを実績として残していただいて、日にちがカウントできるようにしていただければ、５日ぐらいはカウントできると思います。記録が無いと実績を拾う事ができんので、できるだけ活動セットにメモ書きでもかまいません、つけておいて下さい。これを今まであまり活用された事が正直なとこじゃないかと思うんですが、今からは公表するというのを義務付けられるので、今言ったような活動大でも小でもかまいません。それを必ず記帳して年間、日付はかせいでるねと言えるようにしておいて下さい。４番目はこの交付金直接じゃないんですが、国がそういう指摘を受けたことに伴って、活動するにはタブレットあったらできるやろというて、タブレットを配りますというふうな事業が生まれました。これは７月頃を目処に国が一括発注、一括バラまき、同じ機械を全国の農業委員会に配ります。全員の

分はございませんので、当面松野町は３人分の３つのタブレットが来るようになっとるんですが、これも配ってもろただけじゃなくて、その中で活動の蓄積をしていかんと駄目だということになりますので、要は先ほど皆さんにつけてくれいうたものをタブレットに蓄積していくことも必要になりますので、誰か渡して使うといって、タブレットちゃんと使う人があれば、なんぼでもお貸ししますが、なかなか難しいと思うので、事務局で活動記録をたまにタブレットの中に入れて、タブレットの中にデータが蓄積されてないとやってますとは言えれないので、そういう手間も今からはかかってくるとご承知おきいただければと思います。活用の方法は今後検討して提案ということですが、どうゆうソフトが入ってどういう活動をつけていかないけんか見えておりませんので、その辺は具体的に分かったときにみなさんにお知らせをします。それに伴う活動を積み上げて、事務局は大変なんですが事務局のほうへ言って協力できるようにしていただいたらと思います。なかなか厳しい話をしておりますが、交付金を取っても取らんでも、月に５日以上活動せよというのは必須になりましたので、どうせやったら交付金もらってやるほうが良かったかなというふうに考えております。銭をもらわんのに活動だけ付けよという事を言われることなので、もらうものもらってしっかり応えてやるということで、お考えいただければありがたいがなと考えております。

次に農村農業整備事業の制定について、これは４月20日に区長会があって、その時初めて区長さんに説明する内容なので、今日は先出ししとるので20日過ぎるまではこの情報を外には出さないようにして下さい。農業委員会の提言書で事業化して初めて実行していく活動になるので、皆さんには先にご披露をしときたいという事であげておるものです。前の時に町長も話しましたので、前回からの人はわかっと

るとこもあるの思うんですが、なかなか自己負担だけでは進みづらい、農道とか水路の整備というものの、おっきい事業に乗りにくいところを、これで手当していこうというところで、これは部落が直接言うか水利組合等でもいいんですが、部落を通じていただいて、部落が事業者さんに頼んでやってもらったものに９割補助しますという内容にしております。農業施設ですので100パーセント行政がやるというのはやっぱり難しいところがありますので、１割だけ負担をして下さいという内容になっております。事業費は100万円を上限に90万まで補助をします。10部落いっぺんにやれればいいんですが、なかなかそうはいかないので、年間５部落の500万を限度に250万の補助金を今組んでおります。最初なので全部の部落にやりたいとこどこですかいうて投げかけて、全部出してもらおうと思います。その中で金額の問題とか優先順位をつけて、当面今年やれる予算の範疇の中で割り振りを決めさせて頂こうと思うんですが、これについては今建設課のほうで年間５部落で町道とか用排水路の改修を順次やっておりますので、そこが入るとこはこっちはご遠慮下さい、向こうがやれない所は農村整備事業をやりましょうということで、10部落にどっちかの事業が入るような振り分けをさせて頂こうかなと思っておりますので、やるやらない、やれるやれないというのを建設課との事業の割り振りを見ながら進めさせて頂こうと思っております。内容については読んでいただいたらと思うんですが、灌漑用水、排水とか農道の改修に当てて頂こうと思います。個人の農地を直接直すというのは、そこには少しハードルが上がりますので、共有物を改修する場合に事業を使ってほしいということでやろうと思います。基本的には部落で区長さんが取りまとめて申請を上げていただく、中には水利組合の持ち物になるところがあるかもしれませんので、その場合は頭に区長さんを立てなが

ら、連名で上げていただいてもかまいませんよということで運用をして行こうと思っております。お金を効果的に有効に使わないと、せっかく予算立てしたものがあまりきつく縛ると効果が薄れてしまいますので、ある程度弾力的な運用をするつもりで考えております。農業用水といいながら排水もはいっとるやないかと否定的になるんですが、この事業についてはある程度農業色がうたわれて、受益戸数がありますとかいう最低のレベルにのっかれば、部落がこれをやってくれと言えば、この事業はつっこんでいこうかなと思っておりますので、なるべく有効に使える、活用できるように、区長会で周知をしたあとは、農業委員さん推進委員さんもこの事業の運用については積極的に入っていただいて、地域内で活用をしていただいけたらありがたいと思いますのでその点よろしくお願いを致します。私の方から配っとる資料については以上です。

中平次長　　**※その他１件の依頼事項あり。**

村田会長　　いろいろ説明がありましたが質問ありませんか。早足でもあったんですけど。

活動記録簿の書き方が簡単じゃないという話は、以前の県の会議でもありました。どういうやり方がいいか、事務局も検討してもらったらと思います。

他に無いようでしたら初回の農業委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。